

議案第25号

葛飾区立児童遊園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

さつき児童遊園を新設し、お花茶屋児童遊園及び東堀切児童遊園を廃止する必要がある  
ので、本案を提出いたします。

葛飾区立児童遊園条例の一部を改正する条例

葛飾区立児童遊園条例(昭和31年葛飾区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表お花茶屋児童遊園の項及び東堀切児童遊園の項を削り、同表に次のように加える。

さつき "	" 東堀切二丁目17番1号
-------	---------------

付 則

この条例中別表にさつき児童遊園の項を加える改正規定は平成23年5月1日から、同表  
お花茶屋児童遊園の項及び東堀切児童遊園の項を削る改正規定は同月31日から施行する。